平成19年度決算を審査

今定例会では、市長から平成十九年度の一般会計及び六特別会計決算の認定議案が提出されました。

決算審査特別委員会の設置

議会は、九月五日の本会議において、各会派から選出された委員十名からなる平成十九年度鎌倉市一般会計歳入歳出決算等審査特別委員会（以下「特別委員会」という）を設置し、これら決算認定議案の審査を付託しました。

特別委員会では、九月十六日から十八日まで担当部課へ質疑を行った後、十九日には市長、副市長に出席を求め、何点かの問題について、その見解をただすなど、延べ五日間にわたって、予算審査における議会の指摘事項がどう反映されたか、第二期基本計画前期実施計画の諸施策がどう遂行されたかなどの点を中心に、審査を行いました。

特別委員会で

一般会計決算を不認定

特別委員会では九月十九日に採決を行い、一般会計決算を少数の賛成により不認定、下水道事業、老人保健医療事業の二特別会計決算を多数の賛成により認定、大船駅東口市街地再開発事業、国民健康保険事業、公共用地先行取得事業及び介護保険事業特別会計決算を総員の賛成により認定しました。

本会議では

一般会計決算を認定

九月二十五日の本会議において、特別委員長から審査の経過と結果の報告に続き討論が行われ、採決を行った結果、一般会計決算を多数の賛成により認定しました。また、下水道事業、老人保健医療事業特別会計決算を多数の賛成により、大船駅東口市街地再開発事業、国民健康保険事業、公共用地先行取得事業及び介護保険事業特別会計決算を総員の賛成により認定しました。

採決前の決算審査特別委員会

決算審査特別委員会委員

委員長	前川　綾子（鎌倉同志会）
副委員長	三輪裕美子（神奈川ネットワーク運動・鎌倉）
委員	早稲田夕季（民主党鎌倉市議会議員団）
〃	萩原　栄枝（神奈川ネットワーク運動・鎌倉）
〃	山田　直人（かまくら民主の会）
〃	小田嶋敏浩（日本共産党鎌倉市議会議員団）
〃	高野　洋一（日本共産党鎌倉市議会議員団）
〃	岡田　和則（民主党鎌倉市議会議員団）
〃	伊東　正博（鎌倉同志会）
〃	藤田　紀子（公明党鎌倉市議会議員団）

議決された主な議案等

今定例会では、市長から提出された十六議案を可決、六議案を承認・同意、報告三件を了承しました。主な内容は次のとおりです。

路上喫煙防止条例の制定

本条例は、歩きたばこによるやけど等の被害やたばこの吸い殻の散乱等の防止を図り、市民等の快適な生活環境を保持しようとするものです。

主な内容は、喫煙者は、市内全域の道路等、屋外の公共の場所において、喫煙をしないよう努める禁煙努力義務を規定するとともに、市長は、特に路上喫煙を禁止する必要があると認めた区域を指定し、区域内で路上喫煙した者に対し、路上喫煙の中止を指導できることとするものです。さらに、市長は指導に従わない者に対し、路上喫煙の中止を命ずることができ、命令に違反した者に対し、二千円以下の過料に処することを定めるものです。

本条例は平成二十一年四月一日から施行しますが、路上喫煙禁止区域の指定については公布の日から、罰則の適用については平成二十一年七月一日から施行するものです。

議会では総員の賛成により、原案を可決しました。

工事請負契約の締結

一つは、（仮称）川喜多記念館建設工事請負契約を、亀井工業株式会社と締結するものです。もう一つは、平成二十年度腰越漁港改修整備工事請負契約を、株式会社鈴木組と締結するものです。

議会では、両議案とも総員の賛成により、原案を可決しました。

（仮称）川喜多記念館完成予想図

不動産の取得

鎌倉市土地開発公社が代行取得していた常盤山緑地用地を取得するものです。土地の所在は鎌倉市梶原四丁目一六四〇番一ほか一筆で、地目は山林、面積は五千百二十二平方メートル、取得価格は一億七千九百六十九万六千二百二十五円で、今回の取得で常盤山緑地用地の取得状況は一〇〇％になります。

議会では多数の賛成により、原案を可決しました。

補正予算

◆一般会計

歳入歳出いずれも八千八百二十万円を追加するもので、補正後の総額は五百六十二億六千八百十万円となります。

議会では、コンサルタントへの委託の経費である大船駅東口再開発事業特別会計繰出金について、その支出根拠が乏しく、目的がはっきりしないことから反対であるとの意見がありましたが、採決の結果、多数の賛成により原案を可決しました。

◆大船駅東口市街地再開発事業特別会計

歳入歳出いずれも五百三十万円を追加するもので、補正後の総額は二億二千五百五十万円となります。

議会では、行政が責任を持って再開発事業を進めるべきであり、今すべきことは、権利者や市民の意見をもとに課題解決の方向性を見出すことで、コンサルタント導入の段階ではないことから反対であるとの意見と、コンサルタントの位置づけは今後明確にする必要があるが、事業を前進させるために専門家の知恵をかり、成果を期待したいことから賛成であるとの意見がありましたが、採決の結果、多数の賛成により原案を可決しました。

◆下水道事業特別会計

歳入歳出いずれも七百万円を追加するもので、補正後の総額は百九億七千七百二十万円となります。

議会では総員の賛成により、原案を可決しました。

◆老人保健医療事業特別会計

歳入歳出いずれも一億六千百八十万円を追加するもので、補正後の総額は二十億三千二百六十万円となります。

議会では総員の賛成により、原案を可決しました。

教育委員会委員

次の方々の選任についての議案に同意しました。

（新任）
林　雅巳氏〔山崎在住〕
（再任）
熊代徳彦氏〔横須賀市在住〕
（再任）
小泉淑子氏〔今泉台在住〕

公平委員会委員

次の方の選任についての議案に同意しました。

平成十九年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についての報告

地方公共団体の財政の健全化に関する法律が本年四月から一部施行され、市の財政状況をとらえ財政健全化に資するため、各地方公共団体は財政健全化判断比率等を算定後に、また公営企業を経営する地方公共団体は資金不足比率を算定後に、それぞれ監査委員の審査に付し、議会に報告し公表することとなりました。

これを受け、今定例会では、市長からこれら比率の報告を受け、了承しました。

全員協議会

今定例会前の八月七日に議会全員協議会を開催し、市長から次の報告を受けました。

訴訟告知書への対応について

岡本二丁目マンション計画について、本市が行った開発許可処分に対する神奈川県開発審査会の裁決の取り消しを求め、小松原建設株式会社は平成十九年七月三日、神奈川県を被告として横浜地方裁判所に訴状を提出した。この訴訟が継続している中、同社は本市を被告知人とする訴訟告知書を本年七月十六日付で横浜地方裁判所に提出した。

訴訟告知書では、同社が敗訴した場合、開発許可申請書の補正について、行政指導を行った本市の行為が違法となり、同社は本市に対して損害賠償請求等を行う予定であるから、本市は本件訴訟の結果に利害関係を有するとされ、また、本市が本件訴訟に参加することで訴訟の争点に関する資料が充実し、適正な審理判決に役立つものであることから、訴訟参加させる必要があるとされている。

訴訟告知書への対応について、顧問弁護士とも協議するなど慎重に検討した結果、開発許可申請書を補正する手法は同社の意思により選択したもので、同社が主張するような行政指導を本市が行った事実はないこと、将来的に本市に損害賠償の責任が及ぶことがないようにする必要があるなどの理由から、行政事件訴訟法第七条及び民事訴訟法第四二条に基づき、八月一日付で訴訟への補助参加申出書を横浜地方裁判所に提出した。

今回の補助参加は、形式上原告側に立つものであるが、本市の利益を守るためのものであり、補助参加の可否については、横浜地方裁判所において決定されることとなる。

九月二十五日の今定例会閉会後、議会全員協議会を開催し、市長から次の報告を受けました。

鎌倉市土地開発公社の業務代行について

鎌倉広町緑地用地（第二工区）の取得について、鎌倉市土地開発公社に業務代行させようとするもので、買収しようとする土地は、鎌倉山二丁目一六一八番イで、地目は山林、買収面積は、公簿で五千四百四十七平方メートル。買収価格は一平方メートル当たり六千四百円で、総額三千四百八十六万八百円となる。

編集後記

先日赤い羽根共同募金のお手伝いをしていたら、修学旅行や下校途中の児童・生徒さんたちが小銭を入れてくれ、無関心で通り過ぎる人たちが多い中で、きらりと光る存在でした。そんな子供たちを日頃から見守り、育てている大きな力を感じます。

一方で、最近また子供をめぐる悲惨な事件が多発しています。安全・安心の環境については、議会でもよく取り上げられるテーマですが、今一度その点検の必要を感じます。

さて、今年度より地方財政健全化法により、市の財政指標が議会に報告されることになりました。決算時期の今定例会にその報告が行われましたが、より議会のチェック機能の向上が問われるようになったと感じています。

（K・K）

議会広報委員会
委員長　高野　洋一
副委員長　前川　綾子
委員　早稲田夕季
委員　久坂くにえ
委員　納所　輝次
委員　石川　寿美